

	武力攻撃事態	武力攻撃予測事態	周辺事態
定義	<p>武力攻撃が発生した事態（事態対処法2条2号）</p> <p>「武力攻撃」とは、一般に、我が国に対する組織的計画的な武力の行使をいう（H14.5.24 政府答弁書）。</p>	<p>武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（事態対処法2条2号）</p>	<p>武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（事態対処法2条3号）</p> <p>そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（周辺事態安全確保法1条）</p>
可能となる主要措置 <small>対処基本方針に記載される主要事項に係るもの等</small>	<p>①予備自衛官及び即応予備自衛官の防衛招集</p> <p>②防衛出動待機命令</p> <p>③防御施設構築の措置</p> <p>④米軍行動関連措置法に基づく米軍に対する役務提供</p> <p>⑤海上輸送規制法に基づく停船検査及び回航措置</p> <p>⑥防衛出動</p> <p>※我が国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。</p>	<p>①同左</p> <p>②同左</p> <p>③同左</p> <p>④同左</p> <p>⑥同左</p> <p>※（防衛出動が発動されていたとしても）我が国に対する武力攻撃がないため、未だ武力の行使はできない。（参考：S53.6.8（参・商工委）真田内閣法制局長官、S53.10.17（参・内閣委）同長官）</p>	<p>①同左</p> <p>②同左</p> <p>③同左</p> <p>④同左</p> <p>船舶検査活動（上記(3)）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団安全保障措置の一環</li> <li>・乗船検査には、船長の承諾が必要</li> <li>・警告射撃について、憲法との関係について慎重な検討が必要との答弁</li> </ul>
事態に該当する具体的な事例	<p>【「武力攻撃が発生したとき」とは、着手があったとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「武力攻撃が発生したとき」とは、武力攻撃のおそれがあると推量される時期ではなく、武力攻撃による現実の侵害があつてから後の段階のことでもない。武力攻撃の着手があつたときである。準備の場合にはまだ着手とはいえない（S45.3.18（衆・予算委）高辻内閣法制局長官、H14.5.9（衆・事態対処特委）福田内閣官房長官）。</li> </ul> <p>【ミサイル攻撃について、着手と判断し得る時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミサイルが我が国を目標として飛来してくると確定していない段階であつても、その蓋然性が非常に高いと判断される場合には、自衛権の対象として認められることもあり得る（H15.1.24（衆・予算委）秋山内閣法制局長官）。</li> <li>・日本を攻撃するぞという明示があり、攻撃のためのミサイルに燃料を注入し始めるとかいうことであれば、着手と考えてよいのではないか（H14.5.20（衆・事態対処特委）福田内閣官房長官）。</li> <li>・東京を火の海にしてやるという表明があつて、それを実現せんがために燃料を注入し始め、まさしく屹立したような場合は着手と言えるのではないか（H15.1.24（衆・予算委）石破防衛庁長官）。</li> </ul> <p>【公海上の我が国の艦船への攻撃は、状況により、我が国に対する攻撃に該当し得る】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の領土、領海、領空に対するものでない攻撃で、公海上にある我が国の艦船に対するものは、状況によつては、我が国に対する武力攻撃に該当し得る（H14.7.16 政府答弁書）。</li> </ul> <p>【米艦への攻撃は、状況により、我が国に対する攻撃と判断し得る】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国を防衛するために出動した公海上の米艦に対する攻撃は、状況によつては、我が国に対する武力攻撃の着手として判断され得る（H15.5.16（衆・安全保障委）秋山内閣法制局長官）。</li> </ul>	<p>・ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船・航空機を集結させていること等からみて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、該当すると考えられる（H14.5.16（衆・事態対処特委）福田内閣官房長官）。</p>	<p>・我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っているとみられることや、我が国を攻撃するためとみられる軍事施設の新たな構築を行っていること等からみて、我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国に対して武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合は、該当すると考えられる（H14.5.16（衆・事態対処特委）福田内閣官房長官）。</p> <p>周辺事態と武力攻撃予測事態とは、それぞれ別個の法律上の判断に基づくものであり、状況によつては、両者が併存することもあり得る（H14.5.16（衆・事態対処特委）安倍内閣官房副長官）。</p>
衆議院における修正	<p>当初、事態対処法の政府原案においては、①武力攻撃が発生した事態、②武力攻撃のおそれがある場合、③武力攻撃が予測されるに至った事態を併せて「武力攻撃事態」と包括的に定義していたが、衆議院修正において、③を「武力攻撃予測事態」として分けて規定し、②について「おそれ」という表現を分かり易いものに改め、自衛隊法76条を含めて「おそれ」という語を使用しないようにした。</p>		<p>衆議院修正により、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」が加えられた。</p>